

議案第 6 号

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 1 5 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 2 7 年墨田区条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 区長の部 1 の項を同部 1 の 2 の項とし、同部に 1 の項として次のように加える。

1 墨田区後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年墨田区条例第 1 4 号）による葬祭費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

付 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

東京都後期高齢者医療広域連合が葬祭費の支給に関する事務において個人番号を利用することを踏まえ、個人番号の独自利用事務に墨田区後期高齢者医療に関する条例による葬祭費の支給に関する事務であって規則で定めるものを加える必要がある。